

発行所： 保育総合研究会事務局 平成24年 8月
茨城県東茨城郡茨城町上飯沼1276-1 飯沼保育園内
TEL029-292-6868 FAX 029-292-3831
発行人： 会長 梶 沢 幸 苗



平成24年7月9日(月)午後1時よりアルカディア市ヶ谷私学会館において、第41回定例会が行われた。

講演

<テーマ> 子ども・子育て新システムの行方

<講師> 厚労省雇用均等・児童家庭局 保育課長
橋本 泰宏 氏



子ども・子育て関連3法案とは、
①認定こども園法の一部改正法案
②子ども・子育て支援法案
③関係法律の整備法案
以上3法案であり、その趣旨は幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものである。

その主なポイントは認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実となっている。



次に認定こども園法の一部改正のポイントとしては、幼保連携型認定こども園の認可等があり、幼保連携型認定こども園の定義、教育及び保育の目標及び内容、入園資格、設置者には国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人整備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止の手續、指導監督、名称の使用制限、罰則などが求められてくる。

また、子ども・子育て支援法案の修正のポイントは支給認定であり、施設型給付として認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である。ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を行うことに基づく措置として、民間保育所については現行どおり市町村が委託費を支払い利用者負担の徴収も市町村が行うものである。

次に子ども・子育て支援としては、認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設、地域の子ども、子育て支援の充実があり、これらはより子どもを生み育てやすくすることを目的としている。これらを具体的にするための主な内容は、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供及び待機児童対策を強力に推進し、また大都市部外でも地域の保育を支援し、家庭・地域の子育て支援を充実するものである。

これらを行うための安定財源の確保として社会保障・税一体改革に関する確認書があり、社会保障改革関連5法案については子育て関連の3法案の修正等や、その他法案の附則に検討事項を盛り込むこととし、政府は幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものである。そして、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努めるものである。

質疑応答

[司 会] それではこれより、質疑応答の時間と致します。

[質問1] 子ども園に保育園が移行したければ、移行するという解釈でよいのか。

[答 え] 義務付けではなく、設置者の判断によるものである。

その選択は4通りとなる。

1. 幼保連携型こども園
2. 保育所型認定こども園
3. 従来のままの認可保育所
4. 幼稚園型認定こども園



[質問2] 保育所がこども園になった時の園長の資格はどうなるのか。

[答 え] 具体的にはこれからである。

[質問3] 内閣府を中心とした一元的体制を説明してもらったが、内閣府子育て本部について都道府県の今後の立ち位置はどうなるのか。

[答 え] 指定制度ではなく、認可制度にもどす。それは、都道府県にもどすということであり、府・知事の権限が大切になってくる。幼保連携強化・推進のための統括室が設けられるが、現場の連携が必要であり、市町村行政、都道府県行政の連携が大事となる。

[質問4] 保育所が学校法に記載されなかったダメージについて、どうお考えでしょうか。

[答 え] 保育所が学校教育となら変わらないことをしているのに、法律の位置づけがないということなのだと思いますが、新制度における幼保連携型認定こども園になると、保育を必要としない満3歳以上児は学校教育、保育を必要とする児童は保育(児童福祉)と学校教育、満3歳未満児は保育(児童福祉)というように幼保連携型認定こども園は幼稚園と同様に、小学校前の学校教育を行う学校であるということになります。

[司 会] まだまだ質問があることと思いますが時間となりましたので、これで終了いたします。



講 議

<テーマ> サポートブック対応の園児管理ソフト

<講 師> (有)PIC 濱飯 太 氏



サポートブック対応の園児管理システム「ひまわり」について

システム概要は、園児管理システムとは保育士の記録業務や管理者の業務を一括して管理・実行するシステムです。

また特徴としては、

1. 全てのデータを弊社サーバ上で管理し、保育園のパソコンには特別なソフトは一切必要ない。
2. プラウザとよばれるインターネットを閲覧するソフトがあれば、簡単に園児管理業務ができる。

3. 園内のLAN接続ができる全てのパソコン・タブレットからアクセスすることができる。
4. システムのバージョンアップや障害対応を迅速に行える。
5. ほとんど全ての入力項目において、例文、個人での入力履歴、園全体での入力履歴、過去の情報等を簡単に参照及び複写できる。
6. 保育園と弊社サーバの接続回線は、個人情報等の漏洩の心配はない。
7. パソコンのある事務室に戻らなくても各種データが見られる。

以上である。

お知らせ

第42回定例会及び新保育所保育指針サポートブックⅡ研修会が、9月3日、三重県鈴鹿市、鈴鹿サーキットミーティングルームで行われます。

【内容】

午前 サポートブックⅡ研修会 講師 当会副会長 坂崎隆浩

午後 基調報告 講師 当会会長 梶沢 幸苗

講演 寺田 清美 氏

皆様の参加、お待ちしております

